

告訴・告発事件取扱要領の制定について

平成4年5月21日

栃捜二第 239 号栃木県警察本部長通達

知能犯罪の告訴・告発事件の捜査（処理）について、その取扱いの適正を期するため、刑事訴訟法等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めたものである。